

平成 23 年 12 月 2 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成23年12月2日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

当社は設立以来、「コミュニケーション」をキーワードに「ネットワーク社会における『空気』(Air)のようにならなければならない、意識せずに誰でも利用できる環境を生み出す。」を目標に事業展開を行っております。

当社の役割は直接的、間接的にかかわらず利用者の皆様に価値のあるサービスを提供し、より多くの方々に喜んでいただけるサービスを創造していくことだと考えております。

また、成長の早い市場に事業展開を集中し、「最適化、効率化の追求」「新しい価値の創造」「個の尊重」を念頭に置き、より収益性の高い事業構築を行い、広く皆様に利用をしていただけるサービスを目指しながら発展していくことが当社の役割であると考えております。

当社グループはオンラインゲームの配信・運営を中心とするエンターテインメント事業に経営資源を集中し、事業分野・規模の拡大を目指しております。当社グループのエンターテインメント事業における累計登録会員数は、平成21年12月期は9,974千名、平成22年12月期は16,271千名と順調に会員数を伸ばし続け、平成23年9月末時点では24,682千名を突破しております。それに伴い、エンターテインメント事業の売上高につきましても、平成21年12月期は4,513百万円(前年同期比15.3%増)、平成22年12月期は5,844百万円(前年同期比29.5%増)と順調に拡大しております。()

また、当社グループでは、「世界でお客様の満足を限りなく追求し続けるグローバルオンラインエンターテインメント企業グループへ」という中期経営ビジョンのもと、オンラインゲーム事業をコア事業と位置付けながらも、様々なエンターテインメントコンテンツの提供を積極的に展開し、平成23年12月期第3四半期累計の連結売上高は5,715百万円(前年同期比22.9%増)となり経常損益も黒字化いたしました。当社といたしましては、今後とも、安定配当を始め株主に対する継続的な利益還元を経営の重要課題とするという基本方針の下、更なる企業体質の改善・強化並びに事業展開を進めております。

上記のとおり、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当、機動的な自己株式の取得などを組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。

配当につきましては、当社の配当政策の基本方針に基づき、平成20年12月期は1株当たり2,000円、平成21年12月期は1株当たり2,200円、平成22年12月期は1株当たり2,200円と安定的に配当を行ってまいりました。

さらに、当社の株主利益及び一株当たりの株主価値向上を実現できるよう、昨年に引き続き、市場から一定量の自己株式を取得することを検討してまいりました。しかしながら、市場買付けによる手法では現状の株式取引高では買付数量が限定的にならざるを得ない為、平成 23 年 12 月 2 日の当社取締役会決議において会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、10,000 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の発行済株式総数 67,902 株に対する割合は 14.73%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限として自己株式を取得することを決議いたしました。これにより、当社の 1 株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）の向上に寄与し、株主に対する更なる利益還元につながるものと考えております。

当社はかかる自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。

なお、代表取締役会長である長嶋貴之（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 16,188 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 28.35%（小数点以下第三位を四捨五入））、代表取締役社長である小林祐介（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 12,423 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 21.75%（小数点以下第三位を四捨五入））、取締役である須田仁之（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 1,014 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.78%（小数点以下第三位を四捨五入））及び社外取締役である三宅朝広（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 714 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.25%（小数点以下第三位を四捨五入））は、それぞれが保有する当社普通株式について、長嶋貴之及び小林祐介については、それぞれの自己株式を除く持株比率が著しく増加しないようにそれぞれ 1,000 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.75%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であり、須田仁之については 710 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.24%（小数点以下第三位を四捨五入））、三宅朝広については 300 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 0.53%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であります。上記により、長嶋貴之、小林祐介、須田仁之及び三宅朝広は本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

なお、当社は本公開買付け実施後も、引き続き株式会社大阪証券取引所「JASDAQ 市場」（以下「大阪証券取引所 JASDAQ 市場」という。）における当社株式の上場を維持することを予定しております。また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現在未定であります。

（ ）事業区分につきましては、平成 23 年 12 月期より適用する「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」により、変更後の事業区分に組み替えて表示しております。

2．自己株式の取得に関する決議内容

（1）決議内容

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	10,000	900,000,000

- （注 1）発行済株式総数 67,902 株（平成 23 年 12 月 2 日現在）
（注 2）発行済株式総数に対する割合 14.73%（小数点以下第三位を四捨五入）
（注 3）取得する期間 平成 23 年 12 月 5 日から平成 24 年 1 月 16 日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

買付け等の期間

平成 23 年 12 月 5 日（月曜日）から平成 24 年 1 月 16 日（月曜日）まで（25 営業日）

公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 23 年 12 月 5 日（月曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(2) 買付け等の価格 1 株につき金 90,000 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の決定に際して、第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所（以下「日本中央会計」といいます。）に対し、株式価値の算定を依頼しました。日本中央会計は市場株価平均法、修正純資産法及び類似公開企業乗数比較法により株式価値算定を行いました。

（A）市場株価平均法では、平成23年11月15日を基準日（終値61,700円）として、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における対象者株式の直近 1 ヶ月間終値単純平均（66,360円）直近 3 ヶ月間終値単純平均（66,622円）直近 6 ヶ月間終値単純平均（72,932円）及び直近12ヶ月間終値単純平均（80,513円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を61,700円から80,513円と算定しております。

（B）修正純資産法では、平成23年12月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行うとともに、今後発生が見込まれている費用等を調整することにより、1株当たりの株式価値を84,031円から102,705円と算定しております。

（C）類似公開企業乗数比較法では、当社と業種、規模等が類似する公開企業 6 社を選定し、当該公開企業の株価収益率（PER）、株価純資産倍率（PBR）、簡易買収倍率（EV/EBITDA）の指標と株価との比率を基に当社株式の1株当たりの価値を算出し、1株当たりの株式価値を60,165円から206,043円と算定しております。

当社は傘下に企業価値が顕在化していないものの成長力をもった複数の連結子会社を抱えており、特に米国子会社 Aeria Games & Entertainment, Inc. については全世界 20 カ国で 2,400 万人の会員を有し、平成 22 年 12 月期の売上高は 35,316 千ドル（前年同期比 69.1%増）営業利益は 238 千ドル（前年同期は営業損失 1,859 千ドル）と大きな伸びとなっております。

当社は、上記株式価値算定や当社連結子会社の潜在的な企業価値も踏まえ、昨今の世界的な金融危機により市場における当社の株価は実質的な企業価値より大きく乖離している可能性があることなども総合的に勘案し、その上で、本公開買付けの円滑な実現により、当社の 1 株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様へ、上記の算定価格の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は、平成 23 年 12 月 2 日付け当社取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 90,000 円と決定いたしました。

当社は日本中央会計より公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりませんが、価格及び手続が公正であることについて社外監査役 2 名の意見を得た上で、当社取締役会において買付価格を決定しております。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、公表日の前営業日である平成 23 年 12 月 1 日の大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における対象者株式の終値 61,000 円、平成 23 年 12 月 1 日までの直近 1 ヶ月間終値単純平均 62,479 円（小数点以下四捨五入）及び平成 23 年 12 月 1 日までの直近 3 ヶ月間終値単純平均 64,939 円（小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ約 47.5%、44.0%、38.6%、（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当しています。

また、届出日の前営業日である、平成 23 年 12 月 2 日の大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における対象者株式の終値 60,000 円、平成 23 年 12 月 2 日までの直近 1 ヶ月間終値単純平均 62,355 円(小数点以下四捨五入)及び平成 23 年 12 月 2 日までの直近 3 ヶ月間終値単純平均 64,815 円(小数点以下四捨五入)に対して、それぞれ約 50.0%、44.3%、38.9%、(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当しています。

算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、当社を取り巻く経営環境に応じて、事業の成長による企業価値の向上、安定的な配当、機動的な自己株式の取得などを組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、株主に対する総合的な利益還元を図ってまいりました。

配当につきましては、当社の配当政策の基本方針に基づき、平成 20 年 12 月期は 1 株当たり 2,000 円、平成 21 年 12 月期は 1 株当たり 2,200 円、平成 22 年 12 月期は 1 株当たり 2,200 円と安定的に配当を行ってまいりました。

さらに、当社の株主利益及び一株当たりの株主価値向上を実現できるよう、昨年に引き続き、市場から一定量の自己株式を取得することを検討してまいりました。しかしながら、市場買付けによる手法では現状の株式取引高では買付数量は限定的にならざるを得ない為、平成 23 年 12 月 2 日の当社取締役会決議において会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、10,000 株(平成 23 年 12 月 2 日現在の発行済株式総数 67,902 株に対する割合は 14.73%(小数点以下第三位を四捨五入))を上限として自己株式を取得することを決議いたしました。これにより、当社の 1 株当たりの純利益(EPS)や自己資本利益率(ROE)の向上に寄与し、株主に対する更なる利益還元につながるものと考えております。

当社はかかる自己株式の具体的な取得方法といたしましては、株主間の平等、取引の透明性及び市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。

本買付価格の決定に際して、第三者算定機関である日本中央会計に対し、株式価値の算定を依頼しました。日本中央会計は市場株価平均法、修正純資産法及び類似公開企業乗数比較法により株式価値算定を行いました。

(A) 市場株価平均法では、平成23年11月15日を基準日(終値61,700円)として、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における対象者株式の直近 1 ヶ月間終値単純平均(66,360円) 直近 3 ヶ月間終値単純平均(66,622円) 直近 6 ヶ月間終値単純平均(72,932円) 及び直近12ヶ月間終値単純平均(80,513円)を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を61,700円から80,513円と算定しております。

(B) 修正純資産法では、平成23年12月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行うとともに、今後発生が見込まれている費用等を調整することにより、1株当たりの株式価値を84,031円から102,705円と算定しております。

(C) 類似公開企業乗数比較法では、当社と業種、規模等が類似する公開企業 6 社を選定し、当該公開企業の株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)、簡易買収倍率(EV/EBITDA)の指標と株価との比率を基に当社株式の1株当たりの価値を算出し、1株当たりの株式価値を60,165円から206,043円と算定しております。

また、当社は傘下に企業価値が顕在化していないものの成長力をもった複数の連結子会社を抱えており、特に米国子会社 Aeria Games & Entertainment, Inc. については全世界 20 カ国で 2,400 万人の会員を有し、平成 22 年 12 月期の売上高は 35,316 千ドル（前年同期比 69.1%増）、営業利益は 238 千ドル（前年同期は営業損失 1,859 千ドル）と大きな伸びとなっております。

当社は、上記株式価値算定や当社連結子会社の潜在的な企業価値も踏まえ、昨今の世界的な金融危機により市場における当社の株価は実質的な企業価値より大きく乖離している可能性があることなども総合的に勘案し、その上で、本公開買付けの円滑な実現により、当社の 1 株当たりの純利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）を向上させ、株主に対する更なる利益還元を行うためには、株主の皆様へ、上記の算定価格の範囲内で、適切な価格で買付けを行う必要があると判断いたしました。最終的に、当社は平成 23 年 12 月 2 日付け当社取締役会決議において、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 90,000 円と決定いたしました。

当社は日本中央会計より公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりませんが、価格及び手続が公正であることについて社外監査役 2 名の意見を得た上で、当社取締役会において買付価格を決定しております。

なお、代表取締役会長である長嶋貴之（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 16,188 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 28.35%（小数点以下第三位を四捨五入））、代表取締役社長である小林祐介（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 12,423 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 21.75%（小数点以下第三位を四捨五入））、取締役である須田仁之（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 1,014 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.78%（小数点以下第三位を四捨五入））及び社外取締役である三宅朝広（平成 23 年 12 月 2 日現在の所有株式数 714 株、平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.25%（小数点以下第三位を四捨五入））は、それぞれが保有する当社普通株式について、長嶋貴之及び小林祐介については、それぞれの自己株式を除く持株比率が著しく増加しないようにそれぞれ 1,000 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.75%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であり、須田仁之については 710 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 1.24%（小数点以下第三位を四捨五入））、三宅朝広については 300 株（平成 23 年 12 月 2 日現在の自己株式を除く発行済株式総数 57,106 株に対する割合は 0.53%（小数点以下第三位を四捨五入））を本公開買付けに対して応募する予定であります。上記により、長嶋貴之、小林祐介、須田仁之及び三宅朝広は本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから利益相反のおそれを回避し、公正性を高めるため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

（４）買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,000（株）	-（株）	10,000（株）
合計	10,000（株）	-（株）	10,000（株）

（注）応募株券等の総数が買付予定数（10,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（10,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（５）買付け等に要する資金 909 百万円

（注）買付代金 900,000,000 円、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費その他諸経費につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 16 番 3 号

決済の開始日

平成 24 年 2 月 7 日 (火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いとは次のとおりです。

(イ) 1 株当たりの買付け等の価格が公開買付者の 1 株当たりの資本金等の額を上回る場合

・個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額 (連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として 10% (所得税 7%、住民税 3%) の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は 20% (所得税のみ) となります。

・個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記 の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1 株当たりの買付け等の価格が公開買付者の 1 株当たりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額 (連結法人の場合には連結個別資本金等の額) のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 7% (所得税のみ) の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成 24 年 1 月 16 日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日 (平成 24 年 2 月 6 日) までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。) を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、

郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（ご参考）平成 23 年 12 月 2 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	57,106 株
自己株式数	10,796 株

以 上